

RemoteOperator エージェント使用許諾契約書

株式会社インターコム(以下、インターコム)が提供する「RemoteOperator」のエンドユーザー用ソフトウェア(以下、エージェント)を使用しようとするお客様(以下、エンドユーザー様)は、必ず本使用許諾契約書をお読み下さい。エンドユーザー様がエージェントを起動された場合には、本使用許諾契約書の内容すべてについて同意されたものとみなします。インターコムは、本使用許諾契約書のいずれの条項についても、事前にお知らせすることなく、随時変更できるものとします。本使用許諾契約書の変更は、インターコムによる本使用許諾契約書の変更内容の通知その他指定した時をもって適用されるものとします。

1. エージェントの著作権およびその他の知的財産権はインターコム及びインターコムにライセンスした第三者に帰属します。

2. インターコムは、本使用許諾契約書の定めに基づき、エンドユーザー様に対してエージェントの使用を許諾します。エンドユーザー様は、いかなる場合もエージェントの複製、貸与、販売、または譲渡その他の処分はできません。また、エージェントに表示される、著作権またはその他の所有権に関するすべての通知を変更してはならないものとします。エンドユーザー様は、日本国内においてのみ、エージェントを使用することができるものとします。

3. エージェントには第三者の開発したソフトウェア(以下「第三者ソフトウェア」といいます。)が含まれています。当該第三者ソフトウェアにかかる部分の使用許諾については、第三者ソフトウェアの使用条件が適用されます。第三者ソフトウェアに関して本使用許諾契約書と第三者ソフトウェアの使用条件が抵触する場合、第三者ソフトウェアの使用条件が優先されるものとします。第三者ソフトウェアの不具合、動作不良等の取扱いは、第三者ソフトウェアの使用条件に従うものとし、インターコムは、第三者ソフトウェアについて何らの保証も行いません。

4. インターコムは、エンドユーザー様に対してエージェントのユーザーサポートその他エージェントの更新もしくは保守等のサポートをいたしません。

5. エージェントは、現状有姿にて提供され、インターコムは、第三者の権利の非侵害を含め、一切の保証をしないものとします。また、エージェントの使用または使用の結果に関して、一切の責任を負わず、エージェントの使用から生じるすべてのリスクは、エンドユーザー様が負担するものとします。

6. インターコムは、エンドユーザー様によるエージェントの使用または使用不能から生じる損害について一切の責任を負わないものとします。

7. エンドユーザー様は、本使用許諾契約書に基づく権利義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

8. 本使用許諾契約書は日本国法に準拠するものとし、本使用許諾契約書に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上